

インターンシップ推進事業について、次のとおり公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定しますので、公告します。

令和7年3月26日

奈良県知事 山下 真

## 1. 業務の内容

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名   | インターンシップ推進事業業務委託                  |
| (2) 業務内容  | 別添「インターンシップ推進事業業務委託仕様書」記載のとおり     |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から令和7年12月26日まで               |
| (4) 委託上限額 | 10,115,000円<br>※消費税及び地方消費税相当額を含む。 |

## 2. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q役務の提供」、中分類「5 広告・イベント業務」、小分類「① 広告・イベント業務」または営業種目大分類「Q役務の提供」、中分類「7 諸サービス」、小分類「⑥ 人材派遣」若しくは「⑮ その他サービス」に登録している者であること。
- (4) 過去5年間に国又は地方公共団体等と同種類及び同規模以上の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。

## 3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (5) 提出のあった提案書等において、委託上限額を超える見積を提案したとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

## 4. 手続等

- (1) 担当部局  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 県庁主棟6階  
TEL 0742-27-8812（ダイヤルイン）  
奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係

(2) 実施要領等の交付期間等

①交付期間 令和7年3月26日(水)から令和7年4月4日(金)まで  
(土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで)

②交付場所 (1)の担当部局に同じ

なお、実施要領等は人材・雇用政策課のホームページにも掲載します。

(3) 参加申込書の提出期限等

①提出期限 令和7年4月4日(金)午後5時まで

②提出先 (1)の担当部局に同じ

③提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による。

持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、令和7年4月4日(金)午後5時までに必着。

④提出部数 1部

(4) 企画提案書の提出期限等

①提出期限 令和7年4月16日(水)午後5時まで

②提出先 (1)の担当部局に同じ

③提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による。

持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、令和7年4月16日(水)午後5時までに必着。

④提出部数 正1部 副8部(副には事業所名を記載しないでください)

(5) 企画提案書の審査(受託者の決定)

公募型プロポーザル審査会(プレゼンテーション)を開催し、最優秀提案者を1事業者選定します。

開催日時 令和7年4月21日(月)(予定)

なお、詳細については参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知します。

5. その他

(1) 本事業は国庫補助金を活用して実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象となる場合があることに留意して下さい。

(2) 本事業は国庫補助金の採択を前提に事業化される停止条件付き事業であり、国庫補助金の不採択により、プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しません。

(3) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。また提案書は返却しません。

(4) 詳細は、実施要領等によります。